

放課後児童クラブ 統一する運営基準（案）について＜条例・規則・市ガイドライン＞

資料４－２

○ 議論、検討の方針

統一する運営基準について、部会での議論、検討をふまえて、放課後児童クラブ運営主体へ伝達ならびに協議を行う。

○ 考え方

市運営基準を定める。→児童数に応じたクラブ運営費の基準を定める。

委託料は運営費基準（支出見込み）から保育料収入見込みを引いた金額とする。減免は市の制度として実施。

項 目	市の基準	国の基準	備考	課題・論点
指導員の配置人数 および資格	(案) 児童数 24人まで 指導員 2人以上 25人から39人 指導員 3人以上 40人以上 指導員 4人以上 いずれも、うち1人は必ず有資格者とする。 障がいのある児童が在籍する場合、3人の児童に 対し1人を加配する。	(従う) 第10条第1項～第3項 第7条 2人以上で、うち1人 は有資格者	市内各クラブの現況より、 配置数の基準案とした。	・指導員の確保
基本開所日および 基本開所時間	(案) 学校課業日 放課後から午後7時 学校休業日 午前7時30分から午後7時 土曜日 午前8時から午後6時 この場合 年間293日の開所となる。	(参酌) 第18条 年間250日以上 平日3時間以上 休日8時間以上	保育園が平日は午後7時 まで、ならびに土曜日も開 所していることから、放課 後児童クラブについても 同様の時刻を設定。 国からの補助も今後増えて いく見込み。	・実施体制の確保 (開所日、開所時間) この時間以外に開所す る場合、延長保育とし、 その延長料金の有無は クラブで定める。 ・19時まで保育が子ど もにとって長くないか。 ・土曜保育の合同実施 可。
利用料	(案) 基本保育料 月額 10,000円 土曜日保育 500円/回 ひとり親(市民税所得割非課税)・兄弟姉妹 月2,000円減免	規程なし	減免制度は市費負担。 おやつ代は別途クラブで 定める。	・夏休み等の追加料金は 徴収が必要か。 ・減免割合はどうか。 ・市民への影響。 (値上げ、値下げ)

対象児童 (利用要件)	(案) ・保護者の就労 ・保護者の疾病、障がい ・保護者が親族の常時介護、看護 ・保護者の産前産後 ・その他特別な理由	規程なし	市の保育園(所)の規定にならう	
実施内容	(現行の市設置運営基準) 適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図るために実施する業務。 (1) 児童の安全、健康及び衛生の確保 (2) 児童の安定した生活の確保 (3) 児童への保育（外遊び、室内遊び） (4) 指導員同士の打合せ (5) 出席簿や指導日誌の記録 (6) おたよりの発行や連絡帳の活用 (7) おやつ提供 (8) 家庭との連絡・協力(児童の状態把握、相談等) (9) 学校等関連機関との連携及び地域との交流 (10) 施設・設備・備品の管理と環境整備 (11) 児童の生活を豊かにするための研究や指導員としての資質の向上のための研修 (12) 指導員として知り得た情報の守秘義務 (13) その他、放課後児童クラブの運営に必要な業務	(参酌) 第5条、第6条、第8条、 第11条～第21条 (第18条を除く) 事業者の一般原則 非常災害対策 職員の知識及び技能の向上等 利用者を平等に取り扱う原則 虐待等の禁止 衛生管理等 運営規程 帳簿 秘密保持等 苦情への対応 保護者との連絡 関係機関との連携 事故発生時の対応		
施設	(案) 児童1人あたりおおむね1.65㎡以上とする。 静養スペースを設ける。	(参酌) 第9条 児童1人あたりおおむね1.65㎡以上。静養スペースを設ける。		・静養スペースのない施設について、改修等を要する。
集団規模	(案) おおむね40人以下とする。	(参酌) 第10条第4項 おおむね40人以下とする。		・施設の確保

放課後児童クラブ 統一する運営基準（案）について＜条例・規則・市ガイドライン＞

資料4-2

内閣府 子ども・子育て基準検討部会（第19回） 平成26年4月23日

参考資料1 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」 について より 抜粋

※ 質の改善（地域子ども・子育て支援事業関係）から

項目	内容	平成25年度→平成29年度 所要額
放課後児童クラブ 事業の充実	☐ 「小一の壁」の解消 （18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置） ※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援→常勤1名を配置するための追加費用 ※平成26年度予算案 154億円 （18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援	406億円程度 （270億円程度）
	☒ 5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度
	大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度
	☒ 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置 <基準>	14億円程度
	常勤職員の処遇改善（経験年数に応じて加算）	39億円程度

注 ○ 所要額の全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□ 一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額